

166-衆-厚生労働委員会-19号 平成19年5月11日

歳入庁設置法案（山井和則君外五名提出、衆法第二三号）

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案（山井和則君外五名提出、衆法第二四号）

公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案（山井和則君外五名提出、衆法第二五号）

細川律夫議員の質問に対し、山井和則が答弁

○細川委員 今大臣の方からお話がありましたけれども、果たしてそういうことで大丈夫だろうか、事務費などが肥大化していく危険性はないのだろうか、そのことが再び無駄遣いにつながっていく可能性があるんじゃないかなろうかというような、そういう疑問も否定できないところでございます。

それでは、そういう点について、民主党の提案者に尋ねますけれども、民主党の方では、この事務費を含めます年金の流用というようなことについてはどのように考えているか、お答えください。

○山井議員 細川委員にお答えをいたします。

私たち民主党案では、年金支給以外の事務費などへの流用は一切認めません。そのような年金保険料流用禁止法案を今回提出いたしております。その理由は、三年前の年金改革の審議の際にも、一番国民の不信を買ったのが、年金の支給以外に保険料を流用してしまうということでありました。

そして、今回、それをまさに事務費という形で、二千億程度の流用を恒久化する法案を政府は出してきたわけですが、これでは国民の不信はますます大きくなるばかりであります。

今回、納付率の向上が非常に重要なテーマとなっておりますが、国民に今まで以上に厳しく保険料を納付してくれと言う以上は、逆に集める方も、痛みを伴って、私たちも、皆さんの大切な保険料は一切、事務費など拡大解釈で膨れ上がるそういうものには使わないということ、まさに政府の方も厳しく律しないと、国民の信頼回復は図れません。

きょうの午前中の審議でも、繁忙期の非常勤職員の給料は保険料から流用できる、もしかして一年じゅう忙しかつたら、非常勤職員の給料は全部保険料から流用できる、また、年金相談という名目だったら使えるということは、大規模な年金相談センターを建てることにも保険料は流用できるというのが政府案でございます。

そういう意味では、私たちは、そういうことでは年金の信頼回復、納付率の向上は図れないということで、年金支給以外は一切流用を禁止する法案をこのたび提出いたしました。

以上です。

○細川委員 ありがとうございます。

それくらいの厳しい法改正をしないと、保険料を負担している人は安心できないのではないかとこのように私も思います。

それでは、昨日いただきました年金福祉研究会の件の中間報告も踏まえまして、質問をいたします。

まず、この年金福祉研究会の主たる業務というのは、融資の申請書類や融資事業にかかわる手引書の作成、販売、こういうことですが、これは事業団や基金の本来やっている業務の中に含まれるものではないかというふうに私は思いますが、なぜ融資の申込書の作成を別の団体でやるのか、そもそもなぜこうした団体をつくったのか、お答えいただきたいと思っております。